

(参考様式第9号の2)

2026年度支援業務に係る事業計画

2026年 4月 1日から 2027年 3月31日まで

特定非営利活動法人抱樸

1 事業実施の方針

困窮状況からふたたび立ち上がるため、「住む場所」を確保することは必須です。一方で、経済的困窮を解消するだけでは十分ではありません。そのため、私たちは『すまい(ハウス)』と『くらし(ホーム)』を同時に支援します。社会には多数の良質な制度が準備されています。ただし、多くの制度が「家族」や「縁者」を前提としており、社会的孤立状態にある方に支援が届きにくい状況にあります。不安定なこの社会で、「この人には何が必要か」を寄り添いながら考え継続的に支援していく。それが私たちの目指すことです。

支援にあたっての基本的な視点は以下のとおりです。

- ①「住宅確保」と「生活の維持」に一体的に取り組む。
- ②以下の3点に取り組むことで大家の不安を解消する。
 - 1)「家賃」の安定を確保する(保証人の確保)
 - 2)入居者生活を安定させる(地域互助・相談・支援)
 - 3)最期のことを考えておく(葬儀・家財処分)
- ③地域で生活できる仕組みをつくる(居場所と役割の確保、互助活動)
- ④社会制度のコーディネートと生活支援スタッフの配置
- ⑤民間型生活支援付施設の充実と居住サポート住宅制度の活用
- ⑥専門施設との役割分担

安心できる『すまい』と『くらし』を提供する。そのために私たちはこれからも活動を続けていきます。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	対象者の範囲及び 予定人数	事業費 の予算 額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	※準備中	—	—	—	—

法第62条第2号に掲げる業務	【相談支援事業】 入居・転居支援 不動産業界との連携	北九州市、福岡市	18人	障害・高齢・生活困窮者等 60人	8,496
法第62条第3号に掲げる業務	【生活支援サービス事業】 就労支援・定着支援 住居支援 福祉事務所等の連携による支援 健康・保険支援 親族・地域との交流支援 他法活用による支援 法律・人権支援その他 定期訪問 互助会連携 看取り等支援 金銭管理支援 (生活支援サービス 2,200円/月)	北九州市、福岡市	10人	障害・高齢・生活困窮者等 1,010人	33,984
法第62条第4号に掲げる業務	【情報提供事業】 協力者の会の事務局 新規物件受付・管理	北九州市、福岡市	3人	不動産事業者約50社	180
法第62条第5号に掲げる業務	【残置物処理業務】 —	—	—	—	—
法第62条第6号に掲げる業務	【家賃債務保証事業】 ※登録住宅以外 ①法人独自での家賃債務保証 保証とともに生活支援を行う。 (4万円/件) ②委託による家賃債務保証 保証はオリコフォレントインシュア、 当法人は生活支援を行う。	①北九州市、福岡市 ②北九州市	①② 12人	①障害・高齢・生活困窮者等 9人 ②障害・高齢・生活困窮者等 100人	2,268

<p>連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>福岡県居住支援協議会に構成員として参加 北九州市居住支援協議会に構成員として参加 福岡市居住支援協議会に構成員として参加 福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加 北九州市住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加 福岡市住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加 北九州市より、住宅確保要配慮者の住宅確保に関する相談について、事業受託をする。</p>
<p>連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>共同商品の開発を通じて連携を図る。 居住支援法人が参加する協議会・連絡会を通じて、連携・協働を図る。</p>
<p>人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<p>全国居住支援法人協議会主催の研修会に参加 居住支援全国サミットに参加 省庁、地方自治体等が主催する研修会への参加</p>

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。